

京都市ソフトテニス連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は、京都市ソフトテニス連盟という。

第2条 本連盟は、事務所を京都市に置く。

第3条 本連盟は、京都府ソフトテニス連盟及び公益財団法人京都市スポーツ協会の組織団体となる。

第2章 目的及び事業

第4条 本連盟は、京都市のソフトテニスの普及発達に寄与するほか、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) ソフトテニス競技の実施
- (2) ソフトテニス講習会の開催
- (3) ソフトテニスに関する諸研究
- (4) 京都府ソフトテニス連盟、公益財団法人京都市スポーツ協会及び他の運動競技団体と連絡協調し、その事業を助成すること
- (5) 京都市におけるソフトテニス選手の選抜ならびに推薦
- (6) 京都市におけるソフトテニス選手の「ランキング」の決定ならびに表彰
- (7) 京都市におけるソフトテニスに功労のあったものの表彰
- (8) 前各号のほか、連盟の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第6条 本連盟の会員は、京都市内にあるソフトテニス団体及び個人であって、本連盟の趣旨に賛成入会したものをもち、次の5種とする。

- (1) 社 会 人 京都市内にある社会人ソフトテニス団体
- (2) 大 学 京都市内所在の大学及びこれのソフトテニス団体
- (3) 高等学校 京都市内所在の高等学校ソフトテニス団体
- (4) 中 学 校 京都市内所在の中学校ソフトテニス団体
- (5) 個人会員 京都市内所在のソフトテニス愛好者であって、理事2名以上より推薦された方

第7条 本連盟の会員であって、目的遂行に不都合な行為があった場合は、理事会の議決により、除名することができる。

第4章 役 員

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名
評 議 員	若干名

第9条 本連盟に、前条に規定する役員のほか、名誉会長、常任顧問、顧問および参与を若干名置くことができる。

第10条 会長は、評議員会で推挙する。

2 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

第11条 副会長は、評議員会で推挙する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

第12条 理事長は、理事の互選により、会長が委嘱する。

2 理事長は、理事会を代表し、会務を掌握する。

第13条 副理事長は、理事の互選により、会長が委嘱する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、これを代理する。

第14条 理事は、評議員の同意を得て会長が委嘱する。

2 理事は、理事会を構成し、本連盟の会務を審議実施する。

第15条 評議員は、本連盟加盟の各団体から推薦された者（1名）とする。

2 評議員は、評議会を構成し、本連盟の重要事項を審議決定する。

第16条 監事は、評議員会の推薦により会長が委嘱する。

2 監事は、本連盟の会計を監査する。

第17条 名誉会長及び常任顧問、顧問ならびに参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 名誉会長及び常任顧問、顧問ならびに参与は、会長の諮問に応じる。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

第5章 会 議

第19条 本連盟に次の会議を置く。

- 1 評議員会（「年次」「臨時」総会にあたる）
 - (1) 評議員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び評議員をもって構成し、会長が招集する
 - (2) 評議員会で審議する事項は、次に掲げるとおりとし、その議決は、評議員の多数決とし、可否同数のときは、議長が決定するものとする。
 - ① 予算及び決算の承認
 - ② 役員の推薦及び同意
 - ③ 事業計画及び規約の改正
 - ④ その他必要な事項
 - (3) 評議員会が止むを得ない事情で開催することが出来ない場合は、電子メール又は書面による決議を執ることが出来る。
- 2 理事会（定期および随時）
 - (1) 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、次に掲げる事項を附議するものとする。
 - ① 事業の実施に関すること
 - ② ソフトテニスに関する諸研究
 - ③ 理事長・副理事長の互選
 - ④ 会員の入会に関すること
 - ⑤ 名誉会長、常任顧問、顧問及び参与の推薦に関すること
 - ⑥ 選手その他の選抜
 - ⑦ 表彰に関すること
 - ⑧ その他必要な事項
 - (2) 理事会が止むを得ない事情で開催することが出来ない場合は、電子メール又は書面による決議を執ることが出来る。

第6章 会 計

第20条 本会の経費は、次の収入金をもって経理する。

- (1) 会 費
- (2) 個人登録料
- (3) 入 会 金
- (4) 参 加 料
- (5) 寄 附 金
- (6) 補 助 金
- (7) その他の雑収入

第21条 本連盟の会費は、毎年、年度始めに、次の区分によって徴収する。

- (1) 社 会 人 1団体 年額7,000円と個人登録料として1人200円
- (2) 大 学 1校年額3,000円（学連及びこれに類する団体は年額13,000円以上）
- (3) 高等学校 体育連盟年額10,000円
- (4) 中 学 校 体育連盟年額3,000円
- (5) 個人会員 年額2,000円以上

第22条 新たに本連盟に入会しようとするもの（個人会員を除く。）は、入会金として5,000円を徴収する。

第23条 既納の会費又は入会金は、如何なる事由があっても還付しない。

第24条 本連盟の会計年度は、暦年によるものとする。

- 2 会計年度終了から評議員会までの間における経費については、会長の責任において暫定処理することができる。

第7章 登 録

第25条 会員は、その団体内の部員名簿を入会と同時に提出し、登録しなければならない。

- 2 部員名簿は、毎年4月末日までに提出し、登録しなければならない。
- 3 部員名簿に変動が生じたときは、その都度すみやかに異動名簿を提出し、追加登録または登録の抹消をしなければならない。

付 則

第26条 この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

第27条 この規約を改正しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

規約改正	・平成5年2月21日	第1条
	・平成14年2月24日	第21条(1)
	・平成25年3月2日	第3条 第5条(4)
	・平成26年2月23日	第15条
	・平成31年3月2日	第19条(7・8) 26条・27条・28条は削除
	・令和2年2月8日	第3条 第5条(4)
	・令和3年3月11日	第19条(1・2)